

証券コード 7353
2022年3月3日

株 主 各 位

東京都千代田区永田町2丁目10番1号
K I Y O ラーニング株式会社
代表取締役社長 綾 部 貴 淑

招集ご通知

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、株主の皆様におかれましても、株主総会会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨しております。その場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月23日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区紀尾井町1-2 東京ガーデンテラス紀尾井町内
赤坂プリンスクラシックハウス ロイヤル・ルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kiyo-learning.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は創業以来「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションのもと、人間が本来持っている能力を最大限に引き出す支援をするのが私たちの使命と考えております。

世の中の変化のスピードは早く、個人、組織に求められているのは、学習を通じて変化に適応し、変化をチャンスとしてとらえ、活かすことです。学習は、単なる「勉強」ではなく、人や組織が今までできなかったことをできるようにする手段であると考えております。そのために「学び」という人間にとって必要不可欠なことをテクノロジーによって革新し、人や組織の成長を支援してまいります。

また、「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習手段を提供する」というビジョンのもと、個人向け事業である資格取得支援サービス「スタディング」、法人向け教育事業である社員研修クラウドサービス「エアコース」を展開しており、これからの時代に求められる「学び」についての各種サービスを提供することで、人材育成の新たなスタンダードになるべく事業展開をしていきます。

当事業年度につきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により経済の不透明感が増す中、ビジネスパーソンが専門性を高め自身のキャリア形成につなげていくことや、各企業における優秀な人材の育成にむけ、個人、法人問わず、リスキリング（学び直し）の機運が高まりました。

このような環境下、個人向け事業においては、前年に引き続きスタディング講座の新規開発や既存講座の改訂、及びサービス内容や品質の向上等に注力してまいりました。講座ラインナップにつきましては、「応用情報技術者」、「登録販売者」、「看護師国家試験」、「メンタルヘルス・マネジメント®」をリリースし、ITカテゴリの充実に加え、新たに「医療」カテゴリを展開しております。「TOEIC® LISTENING AND READING TEST完全攻略800点コース」、簿記の最上位資格である「日商簿記1級合格コース」をリリースするなど、既存のカテゴリにおいてもさらに充実をさせました。

当期の新たな取り組みとしては、当社サービスのブランディング強化を目的として、年初よ

り「スタディング」のテレビCMを首都圏キー局で放映を行いました。「あなたには、その資格がある」というメッセージをブランドタグラインとし「資格試験に挑むあらゆる人の努力や意思を肯定し、背中を押してあげたい」という思いを込めた内容で配信いたしました。続く第2弾のシリーズでは、約5,000人分の合格体験談から難関資格合格者のリアルを描く「夢を叶えた合格者たち篇」として放映を行いました。

また、システム面においては、学習履歴データやAI（機械学習）を活用し受講者毎に最適化した学びを提供するサービスの企画・開発を進めてまいりました。主な内容としましては、AIを使ったサービスとして「AI実力スコア」機能を一部講座で提供しております。「AI実力スコア」機能は、AIを活用して、個人の学習データから現在の実力をリアルタイムで確認できる機能です。累計10万人を超える受講者が学ぶスタディングには、膨大な学習履歴データや問題・模擬試験等の得点データが蓄積されています。AI実力スコアでは、これらのデータのAIが分析し「あなたが今、試験を受けたとしたら何点取れるのか？」をAIを使って予測します。これにより日々学習を進める中で、現在の科目別・テーマ別の実力をリアルタイムで把握することができ、「この科目はあと何点取れば合格できるのか」「どこが苦手なテーマなのか」等が分かり、効率的な試験対策をすることが可能です。次いで「AI検索」サービスをリリースしました。本機能は、受講者が調べたいキーワードを入力するとスタディングの様々な学習コンテンツの中から最適なコンテンツを探して表示する機能であり、利用すればするほど進化する検索機能です。このように当社にはサービス開始時より蓄積された膨大な学習データがあり、それらをAIの活用により受講生に役に立つサービスの開発を進めております。今後も、サービス機能充実・新規講座のラインナップ拡充を通じ、難関資格に挑戦する人に合格まで伴走することができる、信頼されるサービスを目指してまいります。

法人向け教育事業につきましては、社員教育クラウドサービス「エアコース」のコンテンツ強化や新機能のリリース、及び受注獲得に向けた営業活動を積極的に行ってまいりました。エアコースにおいては、「受け放題コース」の開発に注力し、2021年12月末で405コースまで拡充し、前年同期比254コース増となりました（2020年12月末は151コース）。追加した主なコースとしましては、ITスキル、ハラスメント、MBAシリーズ、人事、SDGsなど企業ニーズの高いコンテンツを充実させました。システム面においても、エアコースとビデオ会議ツール「Zoom」との公式連携によるオンライン研修機能や、企業管理者が受講者の学習状況を把握するのに便利なレポート機能の刷新、シングルサインオンによるセキュリティ強化機能をリリースするなど、より大企業での教育ニーズに沿ったプロダクトの強化を行いました。今後も、コンテンツのさらなる充実やシステム機能の拡充を通じ、社員教育を革新するサービスを目指してまいります。

このような状況のなか、当事業年度の経営成績は、売上高は2,262,809千円（前期比48.6%増）となりましたが、主に当社ブランディング向上を目的とした積極的な広告宣伝費の投下等により、営業利益は148,451千円（前期比13.9%減）、経常利益は148,051千円（前期比

6.7%減)、当期純利益は124,645千円(前期比24.7%減)となりました。

※TOEIC is a registered trademark of ETS.

This product is not endorsed or approved by ETS.

※「メンタルヘルス・マネジメント®」は大阪商工会議所の登録商標です。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は124,522千円で、その主なものは、本社移転に伴う有形固定資産の取得等に76,765千円、サービス内容の拡充と売上拡大に繋がる新たなシステム開発のための47,756千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により2021年4月26日に40,125千円、2021年7月30日に4,887千円の資金調達をそれぞれ実施しました。

また、主に運転資金の調達として、2021年3月31日に長期借入金として50,000千円の資金調達を、2021年12月29日に短期借入金として50,000千円の資金調達をそれぞれ実行しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2018年12月期)	第 10 期 (2019年12月期)	第 11 期 (2020年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	609,137	835,264	1,522,588	2,262,809
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△211,136	△150,375	158,700	148,051
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△211,402	△150,665	165,610	124,645
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△43.76	△27.22	27.54	18.62
総 資 産 (千円)	611,467	757,351	2,194,869	2,770,939
純 資 産 (千円)	221,177	70,512	979,088	1,183,478
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	39.96	12.74	148.55	175.41

(注) 当社は、2020年4月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2021年7月1付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションの下、「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習手段を提供する」というビジョンを掲げています。

ミッション、ビジョンの実現に向け、当社が認識する対処すべき課題は以下のとおりです。

① 高成長を継続することによる業界におけるリーダーシップの確立

当社では、教育や学習におけるデジタルシフトが急速に進行している現在の状況は、当社にとって大きなビジネスチャンスが到来していると捉えており、このような環境下で持続的な成長を実現し、業界におけるリーダーシップの地位を確立するため、当社事業の更なる強化が必須であると考えております。

主力の個人向け資格取得事業（スタディング事業）の基本戦略としては、「最も合格できる講座」になるために、AI（機械学習）・ITの活用や、コンテンツの強化を行い「学びやすく、わかりやすく、続けやすい」を追求していくことに加え、有望な資格への講座ラインナップ展開、認知度やブランディングを向上させ、マジョリティ層におけるシェアを拡大する方針です。具体的には、既存講座の改良や、収益性の高い新たな講座の開発、AIを活用した学習システムの強化等を行い、継続的な収益を確保しつつ、マーケティングを強化し、販売効率の改善等による収益力の強化を進めてまいります。また長期的視点に基づき、マスマーケティングによるブランディングの強化、プロダクト、サービス強化のための投資を増やすなどにより、持続的な成長を実現し、事業基盤の確立を目指します。

法人向け教育事業の基本戦略としては、「最も社員教育を効率化できるサービス」になるために、学習管理システム（LMS）やコンテンツを強化し、社員教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）ができるプロダクト力を高めることを目指します。具体的には、マーケティング、販売力を高め、パートナーモデルを確立することや、プロダクト強化、販売力強化によって顧客増を実現し、クラウドLMSでのシェアNo1を達成することで競争優位性を高める方針です。また、受け放題コースのラインナップ充実、エアコースの各種機能開発に伴う大企業向けのプロダクトの強化、Webによる集客やWeb商談を中心とした販売力の強化等を引き続き進めてまいります。

② 収益源の多様化

当社の売上高は、現在はスタディング事業が大半を占めております。スタディング事業は順調に伸長しており、また今後も資格取得市場がWeb講座にシフトする構造変化に伴い、当社サービスの優位性を明確にした差別化戦略を実行していくことで十分な成長余力があると考えております。一方で、中長期の経営戦略として考えると、スタディング事業における資格ごとの減衰や季節要因等のリスクを低減する必要があります。そのため、2018年12月期に法人事業部を立ち上げ、法人向け教育事業を本格的に開始し、順調に拡大してきております。法人向け教育事業では、大企業にニーズの高い社員教育クラウドサービスの開発による

販売強化を軸に、動画制作サービスやスタディング事業との連携も推進してまいります。さらに、社員教育クラウドサービスの競争力を高めた上で、将来的には日本国内だけではなく、現地法人の利用実績を基にした改善や競争力の強化をした上で世界中に事業展開をしていきたいと考えております。

また、スタディング事業、法人向け教育事業を強化し自社による展開（オーガニック成長）を推進するとともに、新たな収益源の確保に向け、事業提携、資本提携（出資）、M&A等の方法も検討してまいります。これら提携等から生まれるシナジーを通じ、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

③ 技術革新への投資

当社は「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習方法を提供する」というビジョンの実現のため、AI（機械学習）や、IT技術を駆使した教育サービスを展開してまいります。そのため、最新の技術を取り込んだサービスの機能強化、機械学習を使い個別最適化した学習方法の提案など、人や組織がより効率的に学習できるようなサービスや機能の開発に投資を行い、競争優位性を高めることで長期的な成長を目指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションに共鳴する優秀な人材を適時採用するとともに、持続的な成長を支える人材の育成を強化していく方針です。また、当社の事業領域において市場リーダーシップを構築していくため、新しい顧客価値を創造できる次世代を担うリーダーの育成にも注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
e-learning・教育事業	ビジネスパーソン向け教育コンテンツおよび教育サービスの企画、制作、販売、運営

(6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

本社	東京都千代田区
----	---------

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

事業区分	使用人数		前事業年度末比増減	
e-learning・教育事業	41名	(4)名	11名増	(1名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	50,000千円
株式会社三井住友銀行	41,664
株式会社三菱UFJ銀行	35,855
株式会社商工組合中央金庫	29,150
第一勧業信用組合	10,260

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,140,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,747,000株
 (3) 株主数 2,172名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
綾 部 貴 淑	2,730千株	40.5%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 公 司)	380	5.6
株 式 会 社 M S - J a p a n	324	4.8
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	288	4.3
株 式 会 社 S B I 証 券	216	3.2
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	207	3.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	157	2.3
株 式 会 社 マ イ ナ ビ	144	2.1
U B S A G S I N G A P O R E	141	2.1
楽 天 証 券 株 式 会 社	114	1.7

（注）持株比率は自己株式（66株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

・取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	4,000	3
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年4月26日を行使日とする新株予約権の行使により、発行済株式総数は42,000株増加しております。
- ② 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は14,760,000株、発行済株式の総数は4,486,000株増加しております。
- ③ 2021年7月30日を行使日とする新株予約権の行使により、発行済株式総数は18,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年11月30日	2017年12月4日
新 株 予 約 権 の 数		2個	1個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 6,000株 (新株予約権 1 個につき 3,000株)	普通株式 3,000株 (新株予約権 1 個につき 3,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 252,000円 (1 株当たり 84円)	新株予約権 1 個当たり 627,000円 (1 株当たり 209円)
権 利 行 使 期 間		2017年12月1日から 2025年11月30日まで	2019年12月19日から 2027年12月18日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名 (注) 2	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名

		第3回新株予約権	
発行決議日		2019年3月26日	
新株予約権の数		10個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	30,000株 3,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	1,002,000円 334円)
権利行使期間		2021年4月2日から 2029年4月1日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10個 30,000株 1名

- (注) 1. 権利行使時においても、原則として当社の取締役もしくは使用人であることを要するものとする。
2. 取締役就任前に付与されたものであります。
3. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
4. 2020年4月11日付で行った1株を1,000株にする株式分割、及び2021年7月1日付で行った1株を3株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	綾 部 貴 淑	特定非営利活動法人 日本イーラーニングコンソシアム 理事
取 締 役	島 田 慶 生	スタディング事業部長
取 締 役	秦 野 元 秀	管理部長
取 締 役	高 尾 廣 明	
常 勤 監 査 役	望 月 求	
監 査 役	湯 浅 奉 之	湯浅公認会計士事務所 代表 株式会社ディシジョンコンサルティング 代表取締役 株式会社エイトレッド 社外監査役 ジャパンマシナリー株式会社 社外監査役 株式会社トラストリッジ 社外監査役
監 査 役	佐 藤 未 央	株式会社イーグル 社外取締役 A. 佐川法律事務所 パートナー弁護士 アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役 株式会社CLUE 社外監査役

- (注) 1. 取締役 高尾廣明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 望月求氏、監査役 湯浅奉之氏および監査役 佐藤未央氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 湯浅奉之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 佐藤未央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 高尾廣明氏、常勤監査役 望月求氏、監査役 湯浅奉之氏、監査役 佐藤未央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、2021年3月25日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内と決議いただいております。

監査役の金銭報酬の額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、社外取締役以外の取締役については固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等としての譲渡制限付株式、社外取締役については固定報酬としての基本報酬により構成されております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役の金銭報酬枠は年200,000千円以内であります。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象となる取締役に対して、基本報酬(金銭報酬)とは別に金銭債権を支給し、当社普通株式を発行または処分いたします。対象となる取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位に応じて決定するものとしております。当該譲渡制限付株式については、一定期間の譲渡制限期間(3年間)が付され、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬枠は取締役の金銭報酬枠とは別に年60,000千円以内とし、支給する当社普通株式の数は年12,000株以内(2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で行った株式分割考慮後)としております。なお、業績連動型の報酬は存在していません。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の金銭報酬の額と非金銭報酬等(譲渡制限付株式)の額の割合は、当社の業績および業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の事情を考慮し決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、各取締役の報酬額案を代表取締役が提示し、審議を経て取締役会決議により決定いたします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種別の総額(千円)		対象となる役 員の員数 (名)
		基 本 報 酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	56,110 (2,400)	47,400 (2,400)	8,710 (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	66,310 (12,600)	57,600 (12,600)	8,710 (—)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。当該株主総会終結時の取締役の員数は3名)と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別枠で2021年3月25日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内(当該株主総会終結時の社外取締役を除く取締役の員数は3名)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内(当該株主総会終結時の監査役の員数は2名)と決議いただいております。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、本株式は譲渡制限付株式であり、3年間の譲渡制限期間を設けております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所の代表、株式会社ディシジョンコンサルティングの代表取締役、株式会社エイトレッドの社外監査役、ジャパンマシナリー株式会社の社外監査役、および株式会社トラストリッジの社外監査役であります。湯浅公認会計士事務所、株式会社ディシジョンコンサルティング、株式会社エイトレッド、ジャパンマシナリー株式会社、および株式会社トラストリッジとの間に特別な関係はありません。

社外監査役佐藤未央氏は、株式会社イーゲルの社外取締役、A. 佐川法律事務所のパートナー弁護士、アイエックス・ナレッジ株式会社の社外取締役、および株式会社CLUEの社外監査役であります。株式会社イーゲル、A. 佐川法律事務所、アイエックス・ナレッジ株式会社、および株式会社CLUEとの間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役 高尾 廣明	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 財務および会計に関する知識が深く、長年に渡る豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、高尾取締役は、取締役会の中で、当社の財務・会計について適宜発言をし必要な助言を行っております。
常勤 監査役 望月 求	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 長年に渡りIT企業での事業管理等に携わり、経営視点での豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 湯浅 奉之	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐藤 未央	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要ならびに当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

(運用状況)

当社は、「企業行動規範」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理・コンプライアンスの徹底を図りながら企業活動を行い、社会貢献に努めている。

全役職員の自主的な行動を促す、「KIYOラーニングWAY」を定め、実践している。

- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(運用状況)

職務の執行に関する社内規程類は整備され、定められた規程に従い業務を執行しており、規程類を全社員に公開し、周知している。規程類は法律改正、社会情勢等の変化に応じ、改訂されている。

- ③ コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役および監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

(運用状況)

CR委員会を半期に1回以上開催し、コンプライアンス・リスク関連に関し、意見交換し、全社員への周知徹底を図っており、法令遵守について、全社ミーティング、社内グループウェア等で周知し、法令遵守の徹底に努めている。

- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査担当を設置する。内部監査担当は各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

(運用状況)

内部監査担当を設置済みであり、内部監査担当は内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て、4部門の監査を年1回実施し、その結果を代表取締役社長に報告している。また、常勤監査役とは毎月定例ミーティングを開催し、監査役会との連携を図っている。なお、内部通報管理規程を制定し、内部通報制度を構築運用している。相談員のうち、1名には、非常勤監査役（女性弁護士）を選任し、形骸化しないよう工夫している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令および「情報システム管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理する。

(運用状況)

情報の保存・管理については、関連規程整備、およびISMS認証取得等、情報セキュリティ体制を構築、整備し、適切に管理している。

- ② 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(運用状況)

紙ベースの記録文書類は施錠付きキャビネットで保管し、稟議書類はグループウェアのワークフローで管理されており、これらの文書は必要時に閲覧可能である。

また、他の重要情報もアクセス権限付きサーバーに保存管理し、アクセス権限者のみが閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(運用状況)

リスク管理規程、個人情報保護規程、プライバシーポリシー、情報セキュリティ基本方針等関連規程を整備し、想定されるリスクに対処している。

- ② リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役および監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理部が行うものとする。

(運用状況)

各部門のリスクが報告され、対処について検討が行われている。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(運用状況)

災害発生時等の緊急事態発生時には、社内チャットで各自の安否情報を連絡することが決められている。

- ④ 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。

(運用状況)

内部監査担当が各部門の監査において、リスク管理の視点からの監査を行っている。

幹部社員を中心に定期的に行われる会議で経営リスクに関し課題の把握と改善に努めている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(運用状況)

4名の取締役により構成される取締役会は、取締役会規則に則り、適法性を確保している。当事業年度において取締役会は16回開催された。取締役は法令・定款に定められた事項および重要な経営判断を要する事項に関して適切な意思決定を行っている。また、監査役は取締役会の適法性等運営状況を監視している。

- ② 取締役は代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

(運用状況)

取締役は適正に自己の職務を執行している。

幹部社員を中心に定期的に行われる会議では会社経営に関する情報交換、協議等を活発に行っており、取締役の職務執行に有効に機能している。

- ③ 各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性および効率性を確保する。

(運用状況)

「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、職務が遂行されている。

「職務権限規程」に基づく決裁フローとして、ワークフローの仕組みがある。決裁手続きは迅速、かつ適切に行われている。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。
- ② 監査役および内部監査担当は、取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(運用状況)

当社は現在、親会社および子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等を策定し、これに則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。

(運用状況)

会社の規模等から補助使用人を置いていないが、監査役が活動するにあたっての補助体制は問題ない。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を置くことができる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役、部門長等は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

(運用状況)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人に対する指揮権は監査役に移譲されたものとし、周知徹底する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。

(運用状況)

監査役は取締役会、幹部社員を中心に定期的に行われる会議、各部署の定例会議、全体会議（通称朝会）に出席し、必要に応じ発言している。

稟議書、契約書類および中期計画、予算書等重要な文書を閲覧し必要に応じ説明を求めている。

- ② 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(運用状況)

法定事項、業務上の重大事項等は取締役会、管理部定例会議で報告を受けている。また、緊急時は会議体以外の場でも報告を受ける体制になっている。

内部監査担当者とは、毎月定例ミーティングを開催し、内部監査実施状況等を聴取し、監査役からも監査活動状況を説明している。

内部通報制度による通報情報は「内部通報規程」で監査役にも報告することが定められている。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

(運用状況)

内部通報窓口として、取締役1名、監査役2名が設置されており、「内部通報規程」で不利益な取扱いをしてはならない、と定めている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が監査役および補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部署において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。

(運用状況)

監査役の職務の執行に係る費用については、その費用が監査役の職務の執行に必要なものと認められたものを除き、会社が負担している。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(運用状況)

常勤監査役は内部監査担当者と定例ミーティングを毎月1回開催し、情報共有を図るとともに、必要な意見交換を行っている。また、その内容は常勤監査役より監査役会で報告され、非常勤の社外監査役とも情報共有している。

- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(運用状況)

四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、会計監査人および内部監査担当者との連携を図っている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 内部統制システム構築の基本方針および別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制の基本方針を取締役会で決議している。

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備および運用状況を監督、監視、検証している。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(運用状況)

反社会的勢力対応規程を制定し、社内に周知徹底している。

取引先企業、個人、団体等について、取引開始前に反社チェックを実施している。

- ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(運用状況)

管理部が主体となり、他部門に対し反社会的勢力への対応方法等を指導している。

- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(運用状況)

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として入会し、外部機関とも連携を図っている。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、財政状態や経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,455,934	流動負債	1,510,133
現金及び預金	2,273,554	短期借入金	50,000
売掛金	32,607	1年内返済予定の長期借入金	50,143
コンテンツ資産	101,278	リース債務	2,874
貯蔵品	58	未払金	115,630
前払費用	44,771	未払費用	95,845
その他	3,664	未払法人税等	12,813
固定資産	315,004	前受金	1,156,558
有形固定資産	73,062	預り金	6,492
建物	45,618	賞与引当金	7,000
工具、器具及び備品	15,464	その他の他	12,774
リース資産	11,979	固定負債	77,327
無形固定資産	123,952	長期借入金	66,786
特許権	1,710	リース債務	10,541
商標権	896	負債合計	1,587,460
著作権	4,186	(純資産の部)	
ソフトウェア	98,344	株主資本	1,183,478
ソフトウェア仮勘定	18,814	資本金	799,459
投資その他の資産	117,989	資本剰余金	789,459
出資金	110	資本準備金	789,459
敷金及び保証金	69,229	利益剰余金	△405,331
長期前払費用	14,565	その他利益剰余金	△405,331
繰延税金資産	34,084	繰越利益剰余金	△405,331
資産合計	2,770,939	自己株式	△108
		純資産合計	1,183,478
		負債純資産合計	2,770,939

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,262,809
売上原価	364,014
売上総利益	1,898,794
販売費及び一般管理費	1,750,342
営業利益	148,451
営業外収益	
受取利息	22
受取配当金	0
受取手数料	2,088
その他	1
営業外費用	
支払利息	1,914
支払保証料	597
その他	1
経常利益	148,051
税引前当期純利益	148,051
法人税、住民税及び事業税	20,684
法人税等調整額	2,720
当期純利益	124,645

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	759,533	749,533	749,533	△529,977	△529,977	—	979,088	979,088
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	22,506	22,506	22,506				45,012	45,012
当 期 純 利 益				124,645	124,645		124,645	124,645
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	17,420	17,420	17,420				34,840	34,840
自己株式の取得						△108	△108	△108
当期変動額合計	39,926	39,926	39,926	124,645	124,645	△108	204,389	204,389
当 期 末 残 高	799,459	789,459	789,459	△405,331	△405,331	△108	1,183,478	1,183,478

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・コンテンツ資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 34,084千円

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、翌事業年度における現金ベース売上高及び新規顧客獲得数に関する予測であります。

既存契約については、主として決済日から受講期間に基づくサービス役務提供であり、新規契約の獲得については、過年度からの新規顧客獲得数を勘案した上で、契約獲得顧客数を予測しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該、主要な仮定について、将来の国内の不確実な経済条件の変動等により、業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大について、今後の収束時期等を予測することは困難な状況にあり、当事業年度の計算書類作成日現在においては、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないものと想定しております。

このような状況のもと、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の推移状況を注視してまいります。

6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,515千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,197,000株	4,550,000株	一株	6,747,000株

- (注) 1. 当社は2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 発行済株式の総数の増加4,000株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。
3. 発行済株式の総数の増加42,000株は、2021年4月26日の新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
4. 発行済株式の総数の増加4,486,000株は、普通株式1株につき3株の割合での株式分割によるものであります。
5. 発行済株式の総数の増加18,000株は、2021年7月30日の新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	一株	66株	一株	66株

- (注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り66株によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署において取引相手先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち75.6%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,273,554	2,273,554	—
(2) 売掛金	32,607	32,607	—
資産計	2,306,161	2,306,161	—
(3) 未払金	115,630	115,630	—
(4) 未払費用	95,845	95,845	—
(5) 短期借入金	50,000	50,000	—
(6) 長期借入金 ※	116,929	116,917	△11
負債計	378,405	378,394	△11

※ 長期借入金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払金 (4) 未払費用 (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2021年12月31日
出資金	110

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,143千円
資産除去債務	529千円
未払事業税等	2,259千円
譲渡制限付株式報酬	2,667千円
繰越欠損金	158,388千円
その他	7,077千円
繰延税金資産小計	173,066千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△132,952千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,029千円
評価性引当額小計	△138,982千円
繰延税金資産合計	34,084千円

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	綾 部 貴 淑	被所有 直接 40.5%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注1)	17,420	－	－
役 員	島 田 慶 生	被所有 直接 0.7%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注1)	8,710	－	－
				新株予約権の行使(注2)	11,252	－	－
役 員	秦 野 元 秀	被所有 直接 0.5%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注1)	8,710	－	－
				新株予約権の行使(注2)	10,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2. 新株予約権の行使は、権利付与時の契約によっております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 175円41銭

(2) 1株当たり当期純利益 18円62銭

2021年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

K I Y Oラーニング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 治	博 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井	広 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K I Y Oラーニング株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

K I Y O ラーニング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	望 月 求	㊟
社外監査役	湯 浅 奉 之	㊟
社外監査役	佐 藤 未 央	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社が当社の事業とシナジーのある企業への投資を柔軟かつ機動的に行うことができるように、また今後の事業拡大に向けて、現行定款第2条（目的）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、変更案第15条（電子提供措置等）に株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定である現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役会の招集について、柔軟かつ機動的に行うことができるように、株懇モデルに準じた表記に変更するものであります。
- (4) 取締役及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため会社法第426条1項の規定に基づき、変更案第30条（取締役の責任限定契約）の見出しを変更するとともに、責任免除の規定を追加するもの、及び同第40条（監査役の責任限定契約）の見出しを変更するとともに、責任免除の規定を追加するものであります。
なお、取締役の責任免除規定の追加については、各監査役の同意を得ております。
- (5) 当社は監査役会を設置していることから、第5章の見出しの文言（「監査役」箇所）につき、所要の変更を行うものであります。
- (6) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行通り)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～8 (条文省略)	1～8 (現行通り)
9 企業・教育機関における人材育成のための教育研修およびコンサルティング事業	<u>9 企業・教育機関における人材育成のための教育研修、コンサルティング及び販売仲介又は代理に関する業務</u>
10～11 (条文省略)	(現行通り)
(新 設)	<u>12 ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその養成</u>
(新 設)	<u>13 有価証券の取得及び保有</u>
(新 設)	<u>14 投資事業組合財産の管理及び運用</u>
(新 設)	<u>15 経営コンサルタント業</u>
(新 設)	<u>16 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u>
(新 設)	<u>17 ソフトウェアの開発並びにソフトウェアライセンスの販売及び販売仲介又は代理に関する業務</u>
12 (条文省略)	<u>18</u> (現行通り)
第3条～第14条 (条文省略)	第3条～第14条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)	(削 除) (電子提供措置等) 第 1 5 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第 1 6 条～第 2 3 条 (条文省略)	第 1 6 条～第 2 3 条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設) 第25条～第29条 (条文省略) (取締役との責任限定契約) 第30条 (新 設) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役会の招集通知) 第24条 (現行通り) 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を招集できる。 第25条～第29条 (現行通り) (取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役 第31条～第39条 (条文省略) (監査役との責任限定契約) 第40条 (新 設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 第41条～第44条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 第46条～第47条 (条文省略)	<u>第5章 監査役及び監査役会</u> 第31条～第39条 (現行通り) <u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u> 第41条～第44条 (現行通り) (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定める。</u> 第46条～第47条 (現行通り)

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
	<u>(附則)</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	綾 部 貴 淑 (1971年11月8日)	1996年4月 日本オラクル(株) 入社 2003年1月 (株)アイエイエフコンサルティング 入社 2010年1月 当社設立 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人 日本イーラーニングコンソシアム理事	2,730,000
	【選任理由】 綾部貴淑氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業者であり、設立より当社代表取締役として会社全体の発展に寄与しております。また当社が属する業界知識も深く、当社の強みであるITに関する知見も豊富であります。従って、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。		
2	秦 野 元 秀 (1967年9月13日)	1991年4月 泉証券(株) (SMBC日興証券(株)) 入社 2001年4月 (株)イーコンテクスト (現：(株)デジタルガレージ) 入社 2004年2月 同社 経営企画本部 部長 兼 IPO準備担当 2006年9月 同社 取締役 兼 経営企画本部長 (IR担当) 2008年12月 (株)駅探 入社 2009年9月 同社 コーポレート部長 兼 IPO準備担当 2009年10月 同社 取締役 兼 コーポレート部長 2016年10月 (株)Gunosy 入社 経営管理部長 2018年4月 当社入社 管理部長 2018年6月 当社 取締役 兼 管理部長(現任)	36,000
	【選任理由】 秦野元秀氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2018年6月に当社の取締役に就任して以降、当社の株式上場の際に大きな貢献をする等、取締役管理部長としての実績を重ねており会社全体の経営管理業務を執行しております。また、上場会社での取締役経験があり、幅広い知見を有することから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ う え の か ず ひ ろ 植 野 和 宏 (1977年3月8日)	2001年 10 月 新日本監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年 5 月 公認会計士登録 2006年 1 月 株式会社フジテレビジョン 経理局経理課入社 2009年 9 月 新日本有限責任監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 2019年 4 月 植野和宏公認会計士事務所開業 所長（現任） 2019年 7 月 税理士登録 植野和宏税理士事務所開業 所長（現任） 2020年 3 月 株式会社ギフティ 監査役（現任） 2020年 7 月 ESネクスト監査法人（現、ESネクスト有限責任監査法人） パートナー（現任） 2020年10 月 株式会社Leagress 代表取締役（現任） 2021年 8 月 ファーストコーポレーション株式会社 監査等委員取締役（現任）	—
【選任理由】 植野和宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての経験・見識が豊富であり、会計に関する高い専門性を持つことから、特に当社の財務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、上場会社での監査役、監査等委員取締役の経験を持ち、それら経営経験を当社の事業拡大に向けて活かしていただくことも期待しております。なお同氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に公認会計士として所属しておりましたが、2019年3月に同監査法人を退職していること、及び同監査法人は当社から多額の金銭を得ている会計専門家に該当しないことから社外取締役としての独立性は十分に保たれていると考えております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	※ あ か ま つ へ い た 赤 松 平 太 (1978年10月7日)	2004年 10 月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 2004年 10 月 第一中央法律事務所入所（現任） 2013年 3 月 経営革新等支援機関認定	—
	【選任理由】 赤松平太氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての経験・見識が豊富であり、法律に関する高い専門性を持つことから、特に当社の事業の法務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏は企業法務に特化し、そのなかでも中小企業のM&Aや事業再生を主要取扱業務・注力分野とし、同分野における専門性・経験値・ノウハウが豊富なことから、当社のM&A戦略や事業提携などでの助言を期待しております。 なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 植野和宏氏、赤松平太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、植野和宏氏、赤松平太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低限度額となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 植野和宏氏、赤松平太氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における 地位	属性	候補者が有する専門性					
				企業経営	プロダク ト・技術	販売・マー ケティング	組織・人材	会計・財務	法務
1	綾部貴淑	代表取締役		○	○	○			
2	秦野元秀	取締役					○	○	
3	植野和宏	-	【社外】 【独立】					○	
4	赤松平太	-	【社外】 【独立】						○

【社外】社外取締役候補者

【独立】独立役員候補者

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1-2

東京ガーデンテラス紀尾井町内

赤坂プリンスクラシックハウス ロイヤル・ルーム

TEL 03-6261-1154



交通 永田町駅（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線9b番出口より）徒歩1分

赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩5分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。